

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年7月10日認可した。

令和2年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小山池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小山池2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池のハナ池地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中沖地区